令和６年度　大阪府ユニバーサルデザインタクシー普及促進事業補助金　FAQ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○補助範囲 | | |
| No | 問 | 回答 |
| １ | 補助率は何割ですか。 | １台につき、補助対象車両の車両本体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）又は30万円（国補助事業の補助金の交付を受ける場合は当該補助額に１／２を乗じて得た額）のいずれか低い額が上限となります。  ただし、車両に装備するオプション等、車両本体以外に係る経費については補助対象外です。  補助申請総額が予算上限額に達した場合には、申請額の一部又は全部を補助できないことがあります。 |
| ２ | 補助金を申請できる車両数に上限はありますか。 | 車両数に上限は設けていません。 |
| ３ | １事業者の補助金の申請額に上限はありますか。 | 申請車両１台毎の上限額はありますが、事業者の補助金の申請額に上限は設けていません。 |
| ４ | 他の補助との併用はできますか。 | 国や市町村の補助を受けていても補助対象です。この場合、当該補助金と補助対象車両の車両本体価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）との差額が30万円（国補助事業の補助金の交付を受ける場合は当該補助額に１／２を乗じて得た額）を下回る場合は、その差額が上限となります。 |
| ５ | 併用できる国補助金はどういったメニューになりますか。 | 地域公共交通確保維持改善事業及び訪日外国人受入環境緊急対策事業によるユニバーサルデザインタクシーやジャンボタクシーの補助金メニューになります。 |
| ○補助対象車両 | | |
| No | 問 | 回答 |
| ６ | リースする車両は補助対象として認められますか。 | リースする車両本体についても補助対象です。この場合、リース事業者から申請を行う必要があります。  ただし、車両に装備するオプション等、車両本体以外に係る経費については補助対象外です。 |
| ７ | 補助対象車両について、具体的な性能の仕様の指定はありますか。 | 補助対象は以下２点のいずれかを満たす車両です。  ※中古のものを除く。  ・標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領に基づき国土交通大臣が認定したタクシー  ・「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第45条第１項に規定する車椅子等対応車  【参考】  ○標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領  <https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001337848.pdf>  （国土交通省のホームページ）  ○車椅子等対応車に関する省令  <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418M60000800111#Mp-At_45> |
| ８ | 「福祉タクシー車両」であれば、補助対象になりますか。 | 「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第２条第１項第14号に規定される「福祉タクシー」のうち、同法第45条第１項に規定する高齢者・障がい者等が移動のため車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な車両が補助対象となります。  ただし、福祉輸送に限定した事業者は補助対象外となります。 |
| ９ | 「車椅子対応車に適合することが分かる書類」とはどのようものですか。 | 車両に設置された「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」第45条第１項の各号に規定する各設備の画像又は納入仕様書など適合していることが確認できる書類を提出してください。  ※認定ユニバーサルデザインタクシーの場合は不要です。 |
| 10 | 中古の車両は補助対象に含まれますか。 | 中古車の車両は対象外です。 |
| 11 | 「タクシー事業者」には個人タクシー事業者も含まれますか。 | 含まれます。 |
| 12 | 大阪府外に営業所を持ち、府域をまたいで府内を運行しているタクシーは補助対象となりますか。 | 自動車検査証の「使用の本拠の位置」により、主な営業範囲を確認します。営業所の所在が大阪府外であっても、「使用の本拠の位置」が大阪府内である必要があります。 |
| 13 | 協会・組合が購入したものを事業者が購入した車両も対象となりますか。 | 補助対象となりますが、協会・組合が販売手数料をとっている場合、その手数料は補助対象外となります。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ○補助対象 | | |
| No | 問 | 回答 |
| 15 | 補助対象車両をリースする場合、リース事業者は補助事業者として認められますか。 | タクシー事業者が行う一般乗用旅客自動車運送事業の利用に供するため、タクシー事業者に対して、自らが所有する補助対象車両を有償で貸与するリース事業者についても補助対象です。 |
| 16 | 福祉輸送事業は補助対象ですか。 | 本事業は「2025年大阪・関西万博」に向け、高齢者のほか、全ての利用者にとっての移動上の利便性の向上を目的としているため、福祉輸送に限定した事業者は補助対象外とします。 |
| 17 | キャッシュレス決済導入に必要な経費は補助対象ですか。 | キャッシュレス決済導入に必要な経費は補助対象外です。対象車両の本体だけが補助対象です。 |
| 18 | ICTを活用したタクシー配車サービスへの対応に必要な経費は補助対象ですか。 | ICTを活用したタクシー配車サービスへの対応に必要な経費は補助対象外です。対象車両の本体だけが補助対象です。 |
| 19 | 万博機運醸成とは具体的に何をすればよいのか。 | 基本的には事業者において機運醸成につながる取組を検討いただくこととなりますが、取組の一例としては、万博をアピールするマグネットの車体掲出や車内での万博チラシの配布などが考えられます。  ご相談いただければ、可能な範囲でそのツール（マグネットやチラシなど）をご提供させていただくことは可能です。 |
| ○スケジュール | | |
| No | 問 | 回答 |
| 20 | 補助事業対象期間は、いつからいつまでですか。 | 令和６年4月１日（月）～令和７年３月10日（月）の間に、購入、代金の支払い、自動車検査証の交付（登録）（リース事業者にあっては、加えて、上記期間に当該リース契約の締結）を完了した車両が対象となります。 |
| 21 | 交付が決定されるまでの間、事業を進めることは可能ですか。 | 対象車両であっても、交付決定前の購入分は対象外です。  実績報告の際、自動車検査証の写し、請求書及び領収書等の写しを提出いただきます。  それらの発行日が交付決定日の翌日以降である必要があります。 |
| 22 | 完了実績報告の提出はいつまでですか。 | 完了実績および補助金の請求については、事業完了後30日以内または令和７年3月10日（月）のどちらか早い期日までに提出してください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇提出書類 | | |
| No | 問 | 回答 |
| 23 | 暴力団等審査情報（第１号様式別紙４）に記載する役員には監査役も含みますか。 | 含みません。 |
| 24 | 見積書は税抜で発行する必要があるのか。 | 税抜や税込であることが確認できるものであれば、いずれでも構いません。 |
| 25 | 車検証や領収書等の写しについては、カラーコピーやPDFデータでも可能ですか。 | 可能です。 |
| 26 | キャッシュレス決済及びICTを活用したタクシー配車サービスに対応していること証するには、どのような書類を提出すればよいですか。 | 車内の導入された機器の写真や導入しているキャッシュレス決済メニュー及びICTを活用したタクシー配車サービスが分かる車内外に掲出されたステッカー等の写真を提出してください。 |
| 27 | 「2025年大阪・関西万博」に係る機運醸成を図る取組を実施したことを証するには、どのような書類を提出すればよいですか。 | 「2025年大阪・関西万博」に係る機運醸成を図るために実施している取組が分かる車内外に掲出された広告や配布された啓発グッズ等の写真を提出してください。  なお、基本的には事業者において機運醸成につながる取組を検討いただくこととなりますが、取組の一例としては、万博をアピールするマグネットの車体掲出や車内での万博チラシの配布などが考えられます。  ご相談いただければ、可能な範囲でそのツール（マグネットやチラシなど）をご提供させていただくことは可能です。 |
| 28 | リース事業者からの申請の場合、誓約・同意書（第１号様式別紙３）、暴力団等審査情報（第１号様式別紙４）、SDGs実施報告書兼計画書（第12号様式）は誰が記載するのか。 | 様式に作成事業者を記載しておりますので、その通り作成してください。  （例えば、誓約・同意書の場合はリース事業者、タクシー事業者ともに作成が必要です。） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 〇その他 | | |
| No | 問 | 回答 |
| 29 | 申請は原則タクシー事業者毎に１回限りとあるが、納車時期が大きく異なる場合どうすればいいか。 | 可能な範囲で申請をまとめていただくようお願いします。ただし、納車時期が大きく異なり、補助金の支払いが最後の車両の導入後になると支障がある場合など、府がやむを得ないと判断する場合は、申請を複数に分けることを認めますので、問合せ先にご相談ください。  なお、交付決定後にリース先が増え、導入台数が増加するなど、申請内容を変更する必要が生じた場合は変更承認申請書（第６号様式）にて申請してください。その場合、変更追加した車両を府による変更承認前に購入すると補助対象外となるため、ご注意ください。 |
| 30 | 変更承認申請はどのように申請すればいいか。 | 大阪府行政オンラインシステムにて申請をお願いします。  なお、交付申請を郵送申請で行った場合は、原則、郵送申請でお願いします。 |